

# 監査報告書

平成18年6月21日

国立大学法人千葉大学  
学長 古在豊樹 殿

国立大学法人千葉大学

監事 木南隆彦



監事 早川吉春



私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人千葉大学（以下「本学」という。）の平成17事業年度の業務及び会計について監査を行いましたので、その結果につき次のとおり報告します。

## 1. 監査方法の概要

監事は、役員会その他重要な会議に出席したほか、本学の各部局等へ出向いて関係者から事業の実施状況を聴取し、重要な書類の回付を受け、業務及び財産の状況を調査しました。また、本学の関係者及び会計監査人から報告及び説明を受け、事業報告書及び財務諸表等について監査をしました。

## 2. 監査の結果

### 2.1 業務監査の結果

法令及び本学の事業計画等に基づき運営されており、事業に重大な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為はないものと認めます。

### 2.2 会計監査の結果

- (1) 会計監査人 中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 事業報告書は、本学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 財務諸表等は、必要な事項を正しく示しているものと認めます。

以上